公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第８６６号
札幌市東区北33条東17丁目４番15―102号
債務者　大澤　英治
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　俊春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２４２号
相模原市南区相模台３丁目８番１―403号
債務者　宮口　武之
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松坂　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４０２号
京都市東山区正面通本町西入正面町307番地
債務者　佐倉　理夫
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠中　晴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１２２号
佐賀県鳥栖市田代外町1507番地13　ヴェル・プロフォーンＢ棟205
債務者　中島　幸夫
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下津浦　公
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６３号
富山市窪新町４番61―1702号　信開アーバンシティセントラル
債務者　中村哲男こと　金　　哲男
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　伸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２５３号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目８番地の４　小林文化12、前住所兵庫県尼崎市猪名寺２丁目17番12―502号
債務者　ほっかほっか亭猪名寺店こと　岩元佐由利
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊田　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８号
長崎県松浦市御厨町北平免682　西日本プラント第２寮Ｃ―306、住民票上の住所大分県日田市大字鶴河内3718番地１
債務者　山口　克宏（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬渡　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成３０年（フ）第８号
長崎県平戸市鏡川町809番地
債務者　尾崎　和與
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成３０年（フ）第９号
長崎県平戸市鏡川町809番地
債務者　尾崎シズヨ
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２９年（フ）第１６０４号
名古屋市守山区廿軒家７番８号　プロビデンスＨＡＳＴ守山803号
債務者　松浦　日良
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵　　尚行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６２号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山5098番地１　コーポＩＢＵＳＵＫＩ３　208号室
債務者　宮川　　智
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第５０４３号
大阪府東大阪市大蓮東２丁目６番１号
債務者　熊谷　直樹
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　謙司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０９号
大阪市天王寺区生玉町10番23―203号
債務者　ＫＫこと　ＧＯＮＧ　ＪＥＥ　ＨＹＵＮＥ　孔　　智鉉
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪中　達彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７４８号
さいたま市北区本郷町48番地
債務者　内田　　徹
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東谷　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月１日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２２３号
熊本市南区出仲間７丁目12番８－１号、前住所熊本市南区田迎１丁目６番100―210号　エバーライフ平成東
債務者　秋岡　勝之
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係